

令和6年度 保育施設等利用のご案内

幼稚園や保育園、認定こども園等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。児童の年齢や保育の必要性に応じて、町が認定証を交付します。

1. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園の利用を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所

2. 施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化に伴い一時預かり（幼稚園型）の利用料や認可外保育施設等の利用料を無償とするために受ける必要がある認定です。

認定区分	対象児童
新1号認定	保育の必要性はないが、満3歳以上で町外の幼稚園等を利用する児童
新2号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日時点で3歳を迎えている児童
新3号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日時点で0歳から2歳であり、住民税非課税世帯の児童

3. 施設の種類について

児童の年齢や保護者の就労形態などによって認定こども園・保育所等を選択することができます。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの子どもが、小学校以降の基礎をつくるための教育を行う施設です。

（入所可能な年齢は施設によって異なります。玖珠町では町立の森幼稚園は4月1日時点で5歳の児童が入所でき、認定こども園（教育部分）は満3歳から入所できます。）

認定こども園

0歳から小学校就学前までの児童を対象にした、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をもつ施設です。

保育所

0歳から小学校就学前までの子どもを、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設です。

《お問い合わせ》 〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5
玖珠町役場 子育て健康支援課 子育て支援班
電話番号 0973-72-2022

4. 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況
就労	児童の保護者が月60時間以上就労している場合
妊娠・出産	児童の保護者が妊娠中または出産後間もない場合
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいなどがある場合
介護・看護	児童の保護者が同居の家族を常時介護、看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などにより災害復旧に当たっている場合
求職活動	児童の保護者が求職活動を行う場合
就学	児童の保護者が学校や職業訓練校等に通っている場合
虐待・DV避難	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要である場合
その他	その他、町長が認める場合

※入所のきっかけとなった事由が、妊娠・出産の場合、育児休業を取得する場合でも継続入所はできません。

※求職活動は、同一年度に1度しか利用できません。

※その他（町長が認める場合）には、入所する児童の他に多胎児を養育する場合も含まれます。

5. 保育認定について

保育必要量	利用可能な時間	利用可能な時間帯
保育標準時間	最長11時間	おおむね7:00～18:00（利用施設によって異なります）
保育短時間	最長8時間	おおむね8:30～16:30（利用施設によって異なります）

※保育必要量の変更については、月単位での変更しか認められません。変更が必要な場合は、変更希望月の前月までに申請が必要です。

6. 保育の必要量・認定期間について

保育を必要とする事由	保育の必要量		認定期間（最長）
	保育標準時間	保育短時間	
就労 （月120時間以上）	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
就労（月60時間以上 120時間未満）	/	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
妊娠・出産		○	出産予定日の3か月前から、出産後8週間まで
疾病・障がい	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
介護・看護	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
災害復旧	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
求職活動	/	○	入所から90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学		○	○
虐待・DV避難	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
育児休業	/	○	保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日まで

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、当該月末までが認定期間になります。

※保育標準時間の認定を受けられる場合でも、保育短時間を希望することができます。

7. 入所の申込について

(1) 入所受付期間：入所希望月の前月の1日から15日まで（15日が休日の場合は前営業日）

例：10月1日入所希望 ⇒ 9月1日から9月15日までが受付期間

※4月1日入所希望の場合は、令和5年12月4日（月）から令和5年12月28日（木）まで

※2月及び3月入所については、4月入所選考の都合上、前年12月28日締め切りとなります。

※育児休業からの復帰による申請の場合 1日から15日に復職 ⇒ 復帰月の1か月前から入所可能

16日から月末までに復職 ⇒ 復帰月から入所可能

となりますので、復職年月日をご確認の上、申請ください。

※4月に復職予定の方については、復帰月が1日から15日であっても4月1日入所となります。

(2) 必要書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書 兼 現況届出書

②おさんを保育できないことが分かる書類（保育部分利用者に限る）

③保護者の方のマイナンバーが確認できるもの

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書（就労内定の場合も含む）
就労（自営業等）	就労証明書、自営業を営んでいることが確認できる書類（個人事業の開業届もしくは事業所得の申告書類など）
妊娠・出産	母子手帳の写し（氏名・出産予定日記載ページ）
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	診断書または介護保険証の写し等
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職活動に関する申立書兼誓約書
就学	在学証明書・カリキュラム等
育児休業	就労証明書（育児休業の取得期間、復職年月日を記入したもの）

※保育を必要とする事由の証明書類については、父母両方必要となります。（祖父母等同居家族については不要です。ただし、祖父母等が児童の養育者の場合は必要となります。）

(3) 保育を必要とする事由に変更があった場合

入所申込後または入所決定後に就労先や保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず手続きが必要です。手続きがなく後日判明した場合、認定の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

項目	必要書類
仕事を辞めた場合	①求職活動をする場合 ⇒ 求職活動に関する申立書兼誓約書 ②就労しない場合 ⇒ 退園届 ※児童が満3歳以上であり、認定こども園に入所している場合は、1号認定（幼稚園部分）への変更申請が可能です。
就労先が変更となった場合	新たな就労先の就労証明書
出産予定の場合（産休に入る場合）	母子手帳の写し（氏名・出産予定日記載ページ）

※上記以外の場合でも、保育を必要とする事由に変更があれば、手続きが必要ですので、子育て健康支援課までご相談ください。

8. 保育料について

4月分から8月分までは父母の令和5年度(令和4年分収入)の町民税所得割額を合算した額に応じて決定し、9月分から3月分までは父母の令和6年度(令和5年分収入)の町民税所得割額を合算した額に応じて決定します。(父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の町民税所得割額で決定する場合があります。)

※9月からの利用料については、変更がある方のみ通知を送付します。

※保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除等、控除できないものがあります。

※年度の途中で2歳(3号認定)から3歳(2号認定)になった場合でも、4月1日時点での年齢での保育料の算定となりますので、無償の対象とはなりません。

1号：教育標準時間認定 (月額)

階層区分	保育料	副食費
①生活保護世帯	0円	無償
②町民税非課税世帯		
③-1 町民税所得割課税額 48,600円未満		
③-2 町民税所得割課税額 77,100円以下		
④町民税所得割課税額 211,200円以下		有償 (※)
⑤町民税所得割課税額 211,201円以上		

1号認定(満3歳以上)

※ 保育料とは別に施設設置者が定める給食費などの実費負担や上乗せ負担が必要となる場合があります。

※ ④階層以上の世帯の副食費は小学校3年生までのきょうだい児から数えて3人目以降の場合は無償になります。

※ 主食費はいずれの階層でも有償です。

2号・3号：保育認定 (月額)

階層区分	2号(3歳以上)		3号(3歳未満)	
	保育料	副食費	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	無償	0円	0円
②町民税非課税世帯			0円	0円
③町民税所得割課税額 48,600円未満			12,000円	11,700円
④-1 町民税所得割課税額 57,700円未満			19,000円	18,600円
④-2 町民税所得割課税額 97,000円未満		有償 (※)	30,000円	29,400円
⑤町民税所得割課税額 169,000円未満			44,000円	43,200円
⑥町民税所得割課税額 301,000円未満			58,000円	57,000円
⑦町民税所得割課税額 397,000円未満			76,000円	74,700円
⑧町民税所得割課税額 397,000円以上				

※ 保育料とは別に施設設置者が定める実費負担や上乗せ負担が必要となる場合があります。

2号認定(3歳以上)

※ ④-2階層以上の世帯の副食費は小学校入学前までのきょうだい児から数えて3人目以降の場合は無償になります。

※ 主食費はいずれの階層でも有償です。

3号認定(3歳未満)

※ 年齢によらず上から数えて2人目以降の保育料は無償になります。

※ 3号認定の主食費・副食費は保育料に含まれています。

※玖珠町では、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用して保育料を軽減しています。



※「大分にこにこ保育支援事業」による減免について

3号認定(0~2歳)で、戸籍上第2子以降の児童については、保育料が無償となります。(申請には戸籍謄本の提出が必要です)

9. 施設一覧

区分	施設名	所在地	電話	受入できる年齢 (R6. 4. 1 時点)	定員 (R5 年度時点)
町立幼稚園	森幼稚園	大字森 1-1	72-0074	5 歳	1 号 25 名
私立 認定こども園	くるみの森愛児園	大字帆足 2207-6	72-0854	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 90 名
	たかすこども園	大字帆足 216-1	72-2325	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 70 名
	くすのきこども園	大字塚脇 486	72-4527	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 60 名
	杉ノ子こども園	大字戸畑 2858	73-8120	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 40 名
	くるみ夢愛児園	大字太田 266-1	72-6066	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 60 名
	カトリック玖珠幼稚園	大字塚脇 425	72-1074	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 25 名 2・3 号 55 名
私立保育所	こすもす保育園	大字塚脇 265	77-2323	0 歳～5 歳	2・3 号 35 名
認可外保育施設	託児ルーム秋桜	大字塚脇 523-4	72-3417	0 歳～5 歳	

※ 1 号認定は 3 歳の誕生日を迎えた翌月から入所可能です。

10. 令和 6 年度年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日以降
1 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日